

# 町・県民税、所得税の申告相談日程

## 越前町役場本庁(朝日地区)

と き	と ころ	対 象 地 区
2月28日(火)	9:00~16:00	全地区(農業所得関係者)
3月1日(水)		
3月2日(木)		
3月3日(金)		
	JA越前丹生 糸生支店	
	JA越前丹生 朝日支店	

## 宮崎総合事務所(宮崎地区)

と き	と ころ	対 象 地 区
2月16日(木)	9:00~16:00	全地区
2月17日(金)		
2月20日(月)		
2月21日(火)		
2月22日(水)	若竹荘	熊谷・古屋・増谷・小曾原
2月23日(木)	宮里あずま館	八田・円満・上野・野・宇須尾・大谷・蟬口・寺
2月24日(金)	JA越前丹生 宮崎支店	全地区(農業所得関係者)

## 越前総合事務所(越前地区)

と き	と ころ	対 象 地 区
3月6日(月)	9:00~16:00	全地区
3月7日(火)		
3月8日(水)		
	越前総合事務所	

## 織田総合事務所(織田地区)

と き	と ころ	対 象 地 区
2月23日(木)	9:00~16:00	平等・下河原
2月24日(金)		萩野生活改善センター
2月27日(月)		山中児童館
2月28日(火)		JA越前丹生 織田支店
3月1日(水)	織田総合事務所	鎌坂・北・東・上戸
3月2日(木)		高橋・辻・馬場・上野
3月3日(金)		寺家・杉の花・市場・堤・矢倉
		中・大王丸・三崎・打越

申告受付・相談は、本庁・各総合事務所(宮崎・越前・織田)で2月16日(木)から3月15日(水)まで常時行っています(土・日曜日を除く)。また、相談日当日は混雑が予想されますので、自分で記入できる箇所はなるべく記入し、持参してください。

問合せ先 税務課 ☎34-8709 宮崎総合事務所住民生活課 ☎32-7713  
越前総合事務所住民生活課 ☎37-7714 織田総合事務所住民生活課 ☎36-2270



今年も、町・県民税、所得税の確定申告が2月16日(木)から始まります。確定申告は、1年間に生じた所得金額と税額を確定させる大切な手続きです。下記の説明を参考に、該当する人は早めに申告してください。

### 申告には次の書類などが必要です

- ①印鑑
- ②給与、年金の源泉徴収票(原本)
- ③各種保険料の支払証明書(生命保険・個人年金・損害保険・国民年金)
- ④医療費控除を受ける人は、医療費の領収書
- ⑤寄附金控除を受ける人は、寄附金の領収書
- ⑥還付申告を受ける人は、金融機関の通帳(本人名義に限ります)
- ⑦口座振替で納税を希望する人は、本人名義の通帳とその通帳の届出印(新規・変更の人)

町・県民税は、平成17年中の給与所得以外の所得(事業・不動産など)の合計が20万円以下の人であっても申告が必要です。



書などの整理をしてから申告してください。

- ①平成17年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得(年金・事業・不動産など)金額の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなければ給与の収入金額と給与所得以外の所得(年金・事業・不動産など)金額の合計額が20万円を超える人
- ④事業(農業や営業など)所得や不動産所得がある人で、所得金額が20万円を超える人(事業所得のある人は平成17年中の収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算する収支計算が必要となります。このため収入・経費に関する書類(販売金額・領収書など)の整理をしてから申告してください)

- ①給与所得者・年金所得者などで、雑損控除や医療費控除、寄附金控除などを受けることができる人(医療費控除は平成17年中に支払った医療費が、保険金などで補てんされる金額を差し引いても10万円を超える人)
  - ②平成17年の中で退職した後、就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人
  - ③給与所得者などで、年末調整を受けていない人で所得控除(社会保険料・生命保険料など)がある人
  - ④住宅ローンなどを利用して、住宅の新築・増改築をした人
- 給与所得者の場合、住宅取得控除1年目の人(2年目以降は勤務先などで年末調整により控除を受けます)
- 住宅借入金特別控除は、一定の条件(床面積・返済期間など)を満たす必要がありますので、注意してください。

申告の必要がある人

申告をすると税金が戻る人

# 早めに済ませて安心!! 「確定申告」

# 確定申告 自分で書いて お早めに!

平成17年分の確定申告と納税の期限は...

所得 税

平成18年3月15日(水)まで

消費 税(個人事業者)

平成18年3月31日(金)まで

自宅のパソコンで確定申告書が作成できます!  
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



ステップ1 申告データの入力



ステップ2 プリントアウト



ステップ3 税務署に送付



申告書の  
提出は  
郵送等で!

個人事業者のみなさん、  
売上1,000万円を超えていませんか?

前々年の課税売上  
高が1,000万円を  
超えると消費税の  
課税事業者になり  
ます。



振替納税なら  
安心だね!



個人で事業を行って  
いる人は、税務署や  
金融機関に行かなく  
ても納税できる安全  
・便利な振替納税を  
ご利用ください。

消費税の申告・納付をお忘れなく!

「公的年金などの確定申告書の書き方」 丹南CATV(2ch)で放送しています(2月1日~28日)

## e-Tax(電子申告・納税システム)で我が家もIT化!

e-Taxを利用すると

- ◇ 自宅やオフィスから申告や納税ができます。  
→「所得税や消費税の確定申告」「各種申請・届出」「全ての税目の納税」
- ※ e-Taxのご利用に当たっては、事前に電子申告等開始届出書の提出と  
電子証明書の取得が必要です。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ <http://www.e-Tax.nta.go.jp>